

令和8年度第1回那珂川市農業委員会会議録

令和8年4月10日、那珂川市農業委員会会長結城五子は、令和8年度第1回農業委員会総会を那珂川市都市整備部外会議室に招集した。

日 時 令和8年4月10日（金） 午前9時26分～午前10時20分
場 所 都市整備部 外会議室

1. 議事録署名人

7番 小森真理子

1番 藤野由紀雄

2. 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積等促進計画について（新規6件）

議案第3号 地域計画策定に向けた各地域の現状・課題等に関する意見聴取について

議案第4号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について

3. 報 告

報告第1号 専決処分について

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第2号 専決処分について

農地改良工事届出書について

報告第3号 専決処分について

農地法第18条第6項の規定による通知書（合意解約）について

4. その他

①令和7年度農業委員会の農地利用最適化の推進の状況

その他事務の実施状況について

5. 出席委員

農業委員

会長 結 城 五 子

1番 藤 野 由紀雄

3番 井 上 和 秀

4番 池 田 政 幸

6番 白 水 照 美

7番 小 森 眞理子

農地最適化推進委員

3番 山 崎 美代子

5番 上 野 善 勝

6. 欠席委員

農業委員 2名

農地最適化推進委員 3名

7. 事務局

農業委員会事務局

事務局長 上 溝 朋 之

係 長 手 嶋 雄美子

書 記 小 熊 宏 弥

午前9時26分 開会

○事務局長

それでは、開会前でございますが、出席予定者の方が皆様おそろいですので、開会をしたいと思います。

携帯電話の電源はお切りになるか、マナーモードにお切替えください。また、発言の際はマスクを外して発言のほうをよろしく願います。

冒頭、1つ御報告がございます。

那珂川市内で豚熱に感染した野生のイノシシが発見されて、陽性ということが確認されております。昨日付でございます。県のホームページ等々で今日その公表があることになっておりますので、皆様のほうにお知らせをしておきます。

なお、これに基づきまして何かしないといけないとか、何か制約がかかってくるとかいうことはございませんので、弱ったイノシシが発見されたり確認された場合は、一報いただければうちのほうでも調査をかけたいと思いますので、よろしく願います。

以上でございます。

○議長

改めておはようございます。皆さん要件がかぶって出席者ちょっと少ないんですけど、ただいまより令和8年度第1回那珂川市農業委員会総会を開会します。

本日は、農業委員2名と、最適化推進委員3名が欠席となっております。ちょっと少人数ですけど、最後までよろしく願います。

それでは、審議に入ります前に議事録署名人の指名を行います。

7番の小森眞理子委員と1番の藤野由紀雄委員を指名します。よろしく願います。

それでは、議案に入ります。

議案第1号、番号1、農地法第3条の規定による許可水申請について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

議案書の2ページをお願いします。資料編、航空写真のほうは2ページをお願いします。

譲渡人と譲受人の氏名、住所、申請地の所在地、地目、面積等は議案書に記載のとおりです。

契約の内容は贈与による所有権の移転です。

3ページを御覧ください。

所有農地はありません。今回新しく耕作を開始されます。

議案書の7ページを御覧ください。

こちら、過去の違反等はありません。

次のページ、議案書の8ページ、営農計画書をお願いします。

申請理由については、所有者に売却意向があり、譲受人自身も、もともと農作物を耕作したいとの意向があったため、譲り受けることになったとのことです。

作付計画は水稻で、自家消費となっております。農作業に従事する世帯員等は本人のみで

す。

9ページを御覧ください。

農機具は、トラクターを知人より借用予定です。

通作方法等は通作距離が1.2キロ、所要時間は約3分、交通手段は徒歩及び車となっております。農業経験についてはないですが、これまで田植の講習会や研修に参加されてきたとのことでした。地域の農家の方に教えてもらいながら耕作をしていくとのことでした。

10ページから12ページは登記事項証明書、13ページが字図、14ページが位置図、通作図です。

資料編、航空写真のほうの1ページ目を御覧ください。

今回の申請につきましては、こちらに記載の判断基準の農地法第3条第2項の第1号から第6号の規定に該当しないため、3条の許可条件を満たしています。

説明は以上です。

○議長

ありがとうございます。

それでは、担当の推進委員より意見ををお願いします。

○推進委員

3月30日に、私と、こちらの譲受人と、事務局のほうで現場で確認をしてきました。現地は10年以上耕作放棄地になっていたところで、田んぼにするという御意向ですけれども、すぐに田んぼにするのはなかなか難しいかもしれません。

地域の協力、相談する方も一応決めてあるような感じでしたので、協力しながら、田んぼにできなければ畑と、家族で楽しくやっていきたいというふうに、農地として利用していくことに意欲を持ってある方でしたので、問題ないというふうに思います。

以上です。

○議長

ありがとうございます。

それでは、何か質疑のある方は挙手をお願いします。はい、どうぞ。

○農業委員

契約内容で贈与になっていますよね。途中見ていたら売却ということで、譲受人と譲受人は親族関係になるんですか。贈与というの、ちょっとそこが意味が分からなくて。

○事務局

すみません、売却意向と書いていましたけれども、実際の内容は無償での贈与となっていて、関係は親族でも何もないんですけれども、農地の管理ができなくなったため譲りたいという意向があったとのことでした。

○議長

はい、どうぞ。

○推進委員

数年前にこの地域に来られた方なんですね。それで、土地を買われて家を建てられたんですけれども、その土地が〇〇さんの土地で、1回もう買ってもらったから、今は使

わない土地があるから使っていいよというような感じで贈与をされたというふうに聞いています。

○推進委員

はい。ずっと放棄地で、草がいっぱい生えてイノシシの巣になったりとかですね。区の役員でそこを草刈りしたりとか、ちょっと迷惑をかけているというような思いもあったんだらうと思うんですね。毎年その草刈りをするのにお金がかかると。それよりも、楽しんで農地として使ってもらえる人に無償で譲ることやったらいいかなというふうに思われたんだらうと思います。

〇〇さんについては、お子さんも小さいですし、ずっとこの地域に住んで、地域の中で活動をしていこうと、地域に溶け込んでいこうという人のように感じています。ですから、ずっと利用していただけているというふうに思っているんですけどね。

○農業委員

分かりました。

○事務局

よろしいですか。

ほかに、質疑のある方は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第1号、番号1は承認されました。

次に、議案第2号、番号1から6、農地利用集積等促進計画について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

農用地利用集積等促進計画についてを説明します。

議案書の15ページを御覧ください。資料編、航空写真のほうは3ページを御覧ください。

利用権の設定を受ける者（受け手）の住所、氏名、利用権を設定する者（出し手）の住所、氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権の種類や期間等は記載のとおりです。

次の、議案書16ページに申出書の写しを添付しています。

17ページは耕作者の農業経営の状況についてです。

今回借り受ける農地では、水稻を作付予定です。

次に、議案書の18ページを御覧ください。資料編、航空写真のほうは4ページを御覧ください。

利用権の設定を受ける者（受け手）の住所、氏名、利用権を設定する者（出し手）の住所、氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権の種類や期間等は記載のとおりです。

次の19ページに、申出書の写しを添付しています。

今回借り受ける農地では、野菜を作付予定です。

次に、議案書の20ページを御覧ください。資料編は5ページを御覧ください。

利用権の設定を受ける者（受け手）の住所、氏名、利用権を設定する者（出し手）の住所、氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権の種類や期間等は記載のとおりです。議案書の、次の21ページに申出書の写しを添付しています。

22ページは耕作者の農業経営の状況についてです。

今回借り受ける農地では、水稻を作付予定です。

次に、議案書の23ページをお願いします。資料編、航空写真のほうは6ページを御覧ください。

利用権の設定を受ける者（受け手）の住所、氏名、利用権を設定する者（出し手）の住所、氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権の種類や期間等は記載のとおりです。議案書24ページに申出書の写しを添付しています。

今回借り受ける農地では、水稻を作付予定です。

次に、議案書の25ページを御覧ください。資料編は7ページを御覧ください。

利用権の設定を受ける者（受け手）の住所、氏名、利用権を設定する者（出し手）の住所、氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権の種類や期間等は記載のとおりです。議案書の26ページに申出書の写しを添付しています。

今回借り受ける農地では、水稻を作付予定です。

こちらが地域計画内の農地であるため、耕作者の変更がある場合、必要な手続を踏んで変更をする必要があります。

議案書27ページを御覧ください。

耕作者の変更案です。表の右から3列目が現在の地域計画に位置づけられた耕作者で、右から2列目が、変更後の地域計画に位置づける耕作者です。隣接する担い手に、耕作者の変更にも異議がないか、確認を取っています。

次の28ページに、山田地区の目標地図の変更案を添付しています。

次に、議案書の29ページをお願いします。資料編、航空写真のほうは8ページをお願いします。

利用権の設定を受ける者（受け手）の住所、氏名、利用権を設定する者（出し手）の住所、氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権の種類や期間等は記載のとおりです。

次の30ページに、申出書の写しを添付しています。

31ページは耕作者の農業経営の状況についてです。

今回借り受ける農地では、キャベツ、サツマイモ、夏野菜を作付予定です。

次に、32ページをお願いします。資料編は9ページを御覧ください。

利用権の設定を受ける者（受け手）の住所、氏名、利用権を設定する者（出し手）の住所、氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権の種類や期間等は記載のとおりです。

33ページに申出書の写しを添付しています。

34ページは耕作者の農業経営の状況についてです。

今回借り受ける農地では、水稻を作付予定です。

すみません、今回の議案で農業委員が1名、関係者に当たりますので、本来なら事前に退室していただくところですが、議事に入る前に退室をお願いしたいと思います。

〔農業委員 退室〕

○事務局

それでは、議案第2号の説明については以上でございます。

○議長

案件がいっぱいあって、この書類はおうちで目を通されてきたと思いますけど、何か質疑がある方は挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

ありがとうございます。議案第2号、番号1から番号6は承認されました。

〔農業委員 入室〕

○議長

それでは、議案第3号、番号1、地域計画策定に向けた各地域の現状・課題等に関する意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

地域計画策定に向けた各地域の現状・課題等に関する意見聴取についてを説明します。議案書は35ページを御覧ください。

こちらは、市より本会に対する地域計画を変更することについての意見照会でございます。

今回の変更は、昨年度の農業委員会で議決していただいた耕作者の変更を反映させたものになります。また、各地域の営農座談会にて協議の場を開催し、それぞれ情報を共有させていただいております。

37ページ以降が地域計画の変更案です。

昨年度の農業委員会にて確認していただいたものですが、再度、御確認をよろしく願いいたします。

○議長

何か質疑のある方は挙手をお願いします。はい、どうぞ。

○農業委員

意見聴取という、今日が一応回答日になっているんです。要は、地区外の方もかなり多いということを知っていますので、通知した地区の所有者の地区内、地区外の区分が分かれば聞きたいと思いますが。全所有者に通知したとよね。

○事務局

耕作者の変更があった場合ですかね。

○農業委員

これは、全その土地の所有者に対して通知したわけではないわけ。

○事務局

これから昨年度1年間の耕作者の変更があったときに農業委員会でも報告をさせていただいていたんですけど、まず、その時点で耕作者の変更があった場合、隣接する担い手の方に異議がないかというのをまず確認を、それぞれずっと取ってきた状況でございます。それが昨年度1年間あって、今回その分をまとめて、地域計画を、耕作者が替わったことというのを、変更するのを報告させていただきます。

この通知というのは、特段、それぞれに送るわけではないですね。報告をさせていただいて通知するような形になります。

○農業委員

ちょっと理解していなくて申し訳ないけど、既に意向調査はしとったわけね。

○事務局

そうです、はい。

○農業委員

当然、変更等が出れば変更しなさいということで。

○事務局

はい。

○農業委員

その件数とか分かりますか、町内、町外の。区外の方がかなり所有しているということを知っていますので。

○事務局

山田地区での地区内に在住されている方が42名、地区外で市内の方が35名、市外の方が46名です。

○農業委員

区内が42名、区外が35名、市外が46名ですね。

○事務局

はい。仲地区に関しては、地区内が31名、地区外の市内の方が7名、市外の方が13名。

五郎丸地区が、協議中に急遽、仲だけで策定予定だったのを拡大するという事になって、ちょっとずらしてアンケートを取らせていただいています。五郎丸地区に関しては、6名が地区内、地区外の市外の方が4名で、五郎丸以外の市内の方が5名です。

○農業委員

区以外の方も結構入ってきよるとよね。はい、分かりました。ありがとうございました。

○議長

これは地主ということで、耕作者がまた違うんですね。

○事務局

はい。

○事務局

耕作者の方にもアンケートは取らせていただいています。

○農業委員

その報告はいつ、あるわけね、またそのまとめたものの。

○事務局

はい。公告をさせていただいて、ホームページで公開をしております。

○農業委員

いつごろの予定で。

○事務局

公告予定が5月31日です。

○農業委員

分かりました。

○議長

ほかに質疑がある方いらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、採決を行います。

意見なしと回答することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

賛成により、議案第3号、番号1は承認されました。

次に、議案第4号、番号1、令和8年度最適化活動の目標設定について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書は47ページを御覧ください。

こちらは毎年目標の設定をするものになりますが、農林水産省通知に基づきまして、毎年度4月末までに最適化活動の目標設定をする必要がありますので、令和8年度の目標の案を説明させていただきます。

資料の説明の前に、3点数値の修正がございます。

1点目は、47ページの一番下の耕地面積のところですが、耕地面積の計が「350」と記載がありますが、正しくは「339」です。

2点目は、48ページを御覧ください。

48ページの中段、(2)遊休農地の解消の①現状及び課題の表のところです。

右側に、うち黄区分の遊休農地面積が「50.0」と記載がありますが、正しくは「0」です。

3点目は、48ページが一番下、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積に「0.6」と記載がありますが、正しくは「0.3」です。

以上、3点の修正をお願いします。

それでは、資料の説明をいたします。

47ページの1の農業委員会の状況については、こちらは記載のとおりですので、説明を割愛させていただきます。

48ページを御覧ください。

最適化活動の目標について説明します。

(1)農地の集積、①現状及び課題についてです。

現状は、管内の農地面積が339ヘクタール、これまでの集積面積が63ヘクタール、集積率は18.5%。課題としては、中山間地域等の耕作条件が悪い農地について、借手がない。担い手への集積が少しずつ進んでいるが、分散錯圃の解消にまで至っていないとしております。

次に、②目標です。

市町村で策定している農業経営基盤強化促進に関する基本構想の目標年度と合わせて、目標年度は令和13年度としております。

現状が18.5%で、令和13年度に国が目指す80%にするため、毎年度約10.25%ずつ上げる計画としています。

今年度末の集積率の目標は表の右下に記載の28.7%で、逆算して新規集積面積の目標は34.7ヘクタールとなります。

続いて、(2)遊休農地の解消についてです。

①現状及び課題です。

直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況として、1号遊休農地は2.9ヘクタール、うち緑区分の遊休農地面積が2.9ヘクタール、うち黄区分の遊休農地面積が0ヘクタールとなっています。

課題としては、耕作条件が悪い中山間地域を中心に、遊休化していると記載しています。

続いて②目標です。

目標につきましては、米印にありますとおり、緑区分の遊休農地のうちの解消面積は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積とすることとガイドラインにありますので、令和3年度の利用状況調査の緑区分の遊休の農地面積は3.0ヘクタールとなっておりますので、その5分の1であります0.6ヘクタールを目標にしております。

bの黄区分の遊休農地の解消につきましては、昨年発生しておりません。

イ、新規発生遊休農地の解消については、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消面積目標が指標になりますが、こちらは前年度に新たに発生した緑区分の全面積を目標とすることとなっておりますので、その面積が0.3ヘクタールになりますので、0.3ヘクタールに設定しております。

49ページを御覧ください。

(3)新規参入の促進についてです。

①現状及び課題です。

現状は、令和5年度新規参入者が4経営体で0.9ヘクタール、令和6年度新規参入者が4経営体で0.7ヘクタール、令和7年度新規参入者が3経営体で0.8ヘクタールとなってい

ます。

課題としては、優良農地については担い手への集積が進んでおり、空き農地がないということと、貸付け意向がある農地は、中山間地域など耕作条件が悪い農地が多いことを記載しております。

続いて、②目標です。

目標は新規参入者への貸付け等について、農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積が指標になります。

こちらは、下の米印の2つ目にありますとおり、目標面積は、過去3年間の権利移動面積の平均の1割以上を記載することとなっています。

過去3年間の権利移動面積は、平均が18.9ヘクタールですので、その1割、1.89ヘクタール以上であればいいのですが、現状紹介している農地面積が4.9ヘクタールありますので、0.1ヘクタール増やすことを目標とし、5ヘクタールとしております。

続いて、2、最適化活動の活動目標です。

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標。

1人当たりの活動日数目標は月6日、最適化活動を行う農業委員の人数7人、農地利用最適化推進委員の人数5人としており、昨年度と同じ数値を設定しております。

続いて、(2)活動強化月間の設定目標です。

活動強化月間の設定回数が3回、1月、2月、3月に設定をしております。

(3)新規参入者相談会への参加目標は1回としております。

相談会の内容といたしましては、筑紫地区農業振興協議会、これは筑紫農協と、県の普及指導センターと、筑紫地区の5市の農政部局で構成されている組織ですが、その新規就農支援班が新規就農を希望される方を対象に相談会で実施しております。この相談会で那珂川市の対象者がいた場合に、担当推進委員と出席をしまして、担当地区の農業の状況等を説明するという目標を設定しております。

令和8年度最適化活動の目標についての説明は以上でございます。

○議長

今の説明に対して、何か質疑がある方は挙手をお願いします。はい、どうぞ。

○推進委員

質疑というわけではないんですけども、いろいろ活動とか推進とかのところ、地区の会議とかには出席しないんですけども、私も女性ネットワークのほうに今ちょっと関わってまして、そこに行ったときに、那珂川ではどうですかとか、どういう手法でされていますとか聞かれるんですね。よければ、オブザーバーじゃないんですけども、そういう会議があったときに出席できるような枠と言ったらおかしいですけども、何かつくっていただけたらと思います。

いろいろな会議とかで聞かれたときに、結果は数字で出てきているんですけども、その手法とか、どういうふうな会議でまとめられているのかとかですね、そのの辺りを経験というか、勉強してみたいと思いますので、よかったらお願いできないかなと思います。

○議長

地区的には農家座談会とかいうのがあって、各地域でどこでもあっていると思いますけど、そのときのに参加してはどうでしょうか。

○推進委員

そうですね。そういうのにもちょっと。地区にそういうのが今はないので。

○議長

そういうところに行って、現況を知りたいということですね。

○推進委員

はい。知りたいので、よければ参加させていただけたらと思います。

○議長

全部が全部出席すると大変だと思いますので。

○推進委員

はい、1か所とかでも、やっぱり農業委員をしているという体験としてですね、思います。

○事務局

分かりました。

○議長

よろしくをお願いします。

ほかに何か。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第4号、番号1は承認されました。

次に、報告事項です。報告については、事務局長の専決事項として処理が終わっている内容です。事務局より報告をお願いします。

○事務局

報告第1号、番号1、専決処分について、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について報告します。

議案書は51ページを御覧ください。資料編、航空写真のほうは10ページをお願いします。はい。

51ページの届出書記載のとおり、転用の目的は店舗の建設となっております。

52ページから88ページまでが関係書類となります。

届出の農地は市街化区域内の農地であり、届出書類は全てそろっておりましたので、受理通知書を発行済みです。

続きまして、報告第2号、番号1、専決処分について説明いたします。

議案書の90ページを御覧ください。資料編は12ページを御覧ください。

それでは、農地改良行為届出書について説明します。

届出者の住所、氏名、対象農地は記載のとおりです。

改良行為の内容は、隣接する高低差のある2枚の田において畦畔を除去し、低いほうに盛土を行うことで1枚にするとのことです。

91ページから97ページまでが関係書類となります。

こちらも届出書類は全てそろっておりましたので、受理しております。

続きまして、報告第3号番号1、専決処分について、議案書の99ページを御覧ください。資料編、航空写真のほうは13ページをお願いします。

農地法第18条第6項の規定による通知書について報告します。

賃貸借の合意解約の通知書になります。

100ページに合意解約書を添付しています。賃貸人、賃借人の住所、氏名、対象農地は記載のとおりです。

契約内容は利用権になります。

令和8年3月23日に合意解約が成立し、9月30日に引渡しとなっています。

続きまして、報告第3号、番号2、専決処分について説明します。

議案書は102ページを御覧ください。資料編、航空写真は14ページを御覧ください。

こちらも賃貸借の合意解約の通知書になります。

103ページに合意解約書を添付しています。

賃貸人、賃借人の住所、氏名、対象農地は記載のとおりです。

契約内容は利用権になります。

令和8年3月4日に合意解約が成立し、3月31日に引渡しとなっています。

報告についての説明は以上です。

○議長

報告について、何か質疑のある方は挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、その他について事務局より何か説明がありましたらお願いします。

○事務局

それでは、議案書の104ページを御覧ください。

令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について説明します。

こちらは令和7年度で設定した目標に対する実績になります。

Iの農業委員会の状況については説明を割愛します。

105ページ、次のページを御覧ください。

II、最適化活動の実施状況について説明します。

1の最適化活動の成果目標、(1)農地の集積についてです。

①の現状及び課題については省略いたしまして、②の目標と③の実績を比較して見ていただければと思います。

まず、②の中の今年度の新規集積面積が30.8ヘクタールに対しまして、③実績の今年度の新規集積面積がマイナス1.3ヘクタールとなっております。

また、②の目標のほうの右下、年度末の集積率は27.1%としていましたが、それに対しまして、③実績のほうの集積率は18.5%でした。目標に対する達成状況が68.3%となっております。

点検結果としましては、目標に対して期待を下回る結果となったと記載しております。こちらの書き方については、国が示しているガイドラインに準じて記載をしております。

次に、(2)の遊休農地の発生防止・解消についてです。

②目標について、既存遊休農地の解消、a、緑区分の遊休農地の解消。緑区分の遊休農地の解消目標面積は0.6ヘクタールでした。

これに対する実績としましては、106ページの上から3つ目の表、③の実績の表になります。緑区分の遊休農地の解消実績面積は0.10ヘクタール、今年度の目標に対する達成状況が16.7%となっております。

また、イの前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積は、目標の0.6ヘクタールに対して、実績値が0.27ヘクタールとなっています。

遊休農地の解消につきましては、全体として目標に対して期待を下回る結果となったと記載しております。

(3)新規参入の促進についてです。

一番下の②目標の表を御覧ください。

新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積は5ヘクタールを目標にしておりました。

107ページの③実績が4.9ヘクタール、達成状況としては98%となっております。

こちらは、年度内にマッチングして利用権設定に至ったものも、一度でも紹介農地の一覧に掲載されたものはカウントしております。

新規参入の促進については、目標に対して期待をやや下回る結果となったとしています。

次に、2、最適化活動の活動目標についてです。

こちらは月6日と目標にしておりましたが、現時点での集計で平均値を集計したところ、4.9日となっております。

次に、(2)活動強化月間の設定です。

設定回数は3回で、実績としても3回となっております。

108ページ、(3)新規参入相談会への参加については、目標は1回としておりますが、実績はありませんでした。

目標の達成状況の評語欄ですが、目標に対して期待どおりの結果が得られたという結果になっております。

ガイドラインで決まった各項目の達成状況に応じてポイントをつけて、その合計点によって決まった標語を記載することになっておりまして、こういった結果となっております。

その下、推進委員等の点検・評価結果については、目標に対し期待を大幅に上回る結果

が得られた方が1名、期待どおりの結果が得られた方が2名、目標に対して期待を下回る結果となった方が9名となっております。

こちらは担当区域ごとに集積率や遊休農地の解消状況を集計いたしまして、合計のポイントに応じて評語に当てはめることとなっておりますが、活動日数目標に対する実績に重きが置かれています。

目標の月6日の活動日数を達成するかどうかと、さらに、月平均8日以上かどうかでポイント数に差が出ます。

今回、目標の6日を達成している方が3名、さらに8日以上を達成された方が1名いらっしゃいました。

お忙しい中大変だったとは思いますが、毎月活動記録簿に記載をいただき、御提出いただきましてありがとうございました。今年度も引き続き活動記録簿の記載と提出の御協力をよろしくお願いいたします。

最後に、本日追加で机に置かせていただいた、1枚物の資料、109ページのⅢ、事務の実施状況については各自御確認いただけたらと思います。

なお、こちらの実績につきましては、公表をするように法律で定められておりますので、全国農業会議のホームページのほうで公表される予定です。

その他についての説明は以上でございます。

○議長

ありがとうございます。

それでは、年度初めということていろいろ報告なりということがいっぱいあって、ちょっと頭の中があまり整理できていない状況ですので、後でまたよく御覧になって、勉強しておいてください。

それでは、その他は事務局より説明をお願いします。ありますか、もうよろしいですかね。はい、どうぞ。

○推進委員

先月、御報告しました。女性ネットワークの会議がありまして、研修会がありましたということを行いましたけど、その研修会の様子ですね。こういう模擬をしましたということ先月お話ししたと思うんですけど、それが農業新聞のほうに出ておりましたが、御覧になられましたでしょうか。

○議長

農業委員会から頂いてる全国農業新聞。

○推進委員

そうです。あれの一面に、小さくですけど載ってましたので、ぜひ見て、またもしありましたら見ておいてください。

それと先日、視察研修に行きますということで、長崎に行きました。

○推進委員

何かちょっと中ノ島とかもそういうのができたらいいなとか思って帰ってきました。もしよろしかったら、どうぞご覧になってください。

○議長

この視察に行かれたところは、全国で農林水産大臣賞か何か受賞されたところですよ。

○推進委員

そうです、この前受けられたんですよ、たしかね。表彰されたところでした。

○議長

やっぱり活発に動いていらっしゃるんですね。

○推進委員

そうですね、やはり勉強になりますよね。ありがとうございます。

○議長

ありがとうございます。

それでは、よろしいですかね。

何か、この雨と風で桜もすぐ散ってしまったような状況ですけど、我々農業者は今からが忙しくなる時期ですので、けがやら何やらどうぞ体に気をつけて、お願いしまして、今日はこれで総会を閉会といたします。ありがとうございました。

午前10時20分 閉会